

2023年3月2日

経済産業省産業技術環境局環境経済室 御中
環境省地球環境局脱炭素ビジネス推進室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「カーボンフットプリントレポート（案）」および「カーボンフットプリントガイドライン（案）」に対する意見について

2023年2月16日付で意見募集が開始された「カーボンフットプリントレポート（案）」および「カーボンフットプリントガイドライン（案）」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

(別 紙)

「カーボンフットプリントレポート (案)」および「カーボンフットプリントガイドライン (案)」に対する意見

1. 「カーボンフットプリントレポート (案)」に対する意見

#	頁	該当箇所	意見等
1	3	1.1 背景 1.2 本レポートの目的及び位置づけ	<ul style="list-style-type: none">・本レポートの背景・目的に賛同する一方で、「1.1 背景」にも記載のとおり、海外においても、EUの炭素国境調整措置、デジタルプロダクトパスポート等のルールや、First Movers Coalition (FMC)のようなイニシアティブが動きだしていることを踏まえると、グローバルな整合性を意識せざるを得ない。・「1.2 本レポートの目的及び位置づけ」の一環で、カーボンフットプリントを巡る海外の取組み・イニシアティブと、本レポートの関係性を説明いただくなど、将来的な拡張可能性を確保いただけるようお願い申しあげる。
2	4 5	コラム「CFPとScope1,2,3の算定」	<ul style="list-style-type: none">・カーボンフットプリントとGHGプロトコルScope1、2、3の違いを整理いただいているが、これら2つの算定方法がどのようにリンクしているのかの説明が不十分である。・特に、サプライチェーン企業である多くの中堅・中小企業にとっては、まずは、自社のGHG排出量(Scope1、2、3)の算定に取り組む必要があると理解しており、自社のGHG排出量の把握を通じて、より正確なカーボンフットプリントの算定にもつながることが期待できる。・カーボンフットプリントの正確な算定に向けて、まずは、1次データの算定・集積を推奨いただきけると、より具体的な取組みにつなげやすいので、追記を検討いただきたい。
3	68 69	3.2.4.1 CFPを取り巻く状況	<ul style="list-style-type: none">・中小企業の課題として「企業体力が限られており、CFPへの取組はコスト、ノウハウ、業務負荷などの観点からハードルが高く、取組が難しい状況」と整理いただいている。・現状認識は記載のとおり共有する一方で、今後、中小企業の方々にも積極的に取り組んでいただく必要があることを踏まえると、まずは、GHG排出量(Scope1、2、3)の算定・把握から始めることも考えられるなどの解説があれば、具体的な取組みにつなげやすいので、追記を検討いただきたい。

2. 「カーボンフットプリントガイドライン（案）（第1部）」に対する意見

#	頁	該当箇所	意見等
4	7	(4) CFP に取り組む意義・目的 イ. CFP 利活用シーンの多様化	<ul style="list-style-type: none"> カーボンフットプリントの利活用に関し、利用者としてどのようにカーボンフットプリント情報を利用できるのか等、利用方法に関するガイドラインなどがあると、参考になる。 例えば、エネルギーの合理化等に関する法律にもとづくベンチマーク指標のような指標があると、利用者としては参考になる。利用者サイドの情報の充足化も検討いただきたい。
5	11	(5) CFP の提供を受けて利活用する者が注意しなければならないこと ア. 製品間比較をする際の留意点 イ. CFP の確からしさをどのように確認すべきか	<ul style="list-style-type: none"> 本項の記載事項はカーボンフットプリントの利活用に当たって重要な論点である。カーボンフットプリントの信頼性の向上に向けて、その算定ルールが確立されるとともに、算定結果の検証や算定ツールの妥当性の保証などの枠組みが構築されることで、調達側の削減努力が数字として可視化され、温室効果ガスの排出削減につながることを期待される。 他方で、これらの枠組みがない場合には、調達側が、調達の都度、サプライヤーに対してカーボンフットプリントの情報の確からしさを確認する必要が生じることから、社会全体の生産性が低下する恐れがある。

3. 「カーボンフットプリントガイドライン（案）（第2部）」に対する意見

#	頁	該当箇所	意見等
6	19 20	ア 目的の明確化 ①製品別算定ルールの利用	<ul style="list-style-type: none"> カーボンフットプリントが満たすべき要件に関し、「比較されることが想定される場合」について、「基礎要件で定める要件は満たす必要がある」と記載いただいております。20 頁の「本指針での考え方」においても、「他社製品と比較されることが想定される CFP を算定する場合、算定ルールを統一する必要があるため、製品別算定ルールに係る要求事項、考え方及び実施方法を整理する」と記載いただいております。異なる算出ルールにもとづくカーボンフットプリントが併存することがないように制度設計をお願い申し上げます。
7	20	ア 目的の明確化 ①製品別算定ルールの利用	<ul style="list-style-type: none"> 「実施方法」に関し、「既存の製品別算定ルールが存在する場合はそれを用いるが、以下のような場合には、適切な策定プロセスにより、新規の製品別ルールを用いる。」と「以下のような場合には、適切な策定プロセスにより、新規の製品別算定ルールを作成し、CFP の算定に用いることも可能である。」との記載があるが重複感があると思われるので、整理いただきたい。

#	頁	該当箇所	意見等
8	44 ～ 49	①データの収集 I. 1次データと2次データ	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤーから1次データを受領する場合には、サプライヤーの Scope 1、2 の情報から、エネルギー消費量やカーボンフットプリントの情報など、さまざまなカテゴリが考えられる。 ・それぞれ想定されるカテゴリごとに、1次データの取扱方法の記載があると、具体的な取組みにつなげやすいので、追記を検討いただきたい。

以 上